

時とき 所ところ 内内容 対対象・定員 料料金 持持ち物  
申申し込み 問問い合わせ・申込先 F ファクス E Eメール

## 児童扶養手当制度の一部改正

問 こども家庭課家庭給付係  
(市役所1階、☎40-7039)

令和6年11月分(令和7年1月支給分)から、制度が次のとおり一部改正されます。所得制限の限度額を超過している等の理由から、これまで未申請の人は、10月末までに申請することで、令和6年11月

分から受給可能となる場合があります。支給停止を含めてすでに手当の認定を受けている人は、8月中旬に提出された現況届の審査後に通知が送付され、令和6年11月分から改正内容が反映されます。

### ①受給資格者の所得制限限度額の引き上げ

扶養親族等の人数	全部支給		一部支給	
	現行	11月以降	現行	11月以降
0人	49万円	69万円	192万円	208万円
1人	87万円	107万円	230万円	246万円
2人	125万円	145万円	268万円	284万円
3人	163万円	183万円	306万円	322万円
4人	201万円	221万円	344万円	360万円

### ②第3子以降の加算額の引き上げ

支給区分	手当に加算する金額(月額)	
	現行	11月以降
全部支給	6,450円	1万750円
一部支給	3,230円~6,440円	5,380円~1万740円

## 「弘前市宿泊税制度(素案)」への意見募集(パブリックコメント)

市では、弘前の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪および交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るために必要な財源を安定的に確保していくため、「宿泊税」の導入を検討しています。

このたび、制度(素案)がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント(意見公募手続き)を実施します。

募集期間 10月7日(月)~31日(木・必着)

閲覧方法 ○市ホームページから閲覧/○次の場所で閲覧(平日の午前8時30分~午後5時)…観光課(市役所5階)、市役所総合案内所(市役所1階)、岩木総合支所総務課(賀田1丁目)、相馬総合支所民生課(五所字野沢)、市民課駅前分室(ヒロコ3階、駅前町)、市民課城東分室(総合学習センター内、末広4丁目)、各出張所

※市民課駅前分室は(土)(日)(祝)も閲覧可。

対 ①~⑥のいずれかに該当する人

①市内に住所を有する人/②市内に事務所または事業所を有する個人または法人、その他の団体など/③市内の事務所または事業所に勤務する人/④市内の学校に在学する人/⑤本市に対して納税義務を有する人ま

たは寄付を行う人/⑥本制度(素案)に利害関係を有する人

提出方法 指定または任意の様式に、氏名(法人等の場合は名称および代表者氏名)、住所、在住・在学の区分(任意様式の場合は対象①~⑥のいずれか)、件名(任意様式のみ、「宿泊税制度(素案)への意見」など)を記入し、次の①~⑤のいずれかの方法で提出してください。

①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、観光課宛て/②観光課へ持参(平日の午前8時30分~午後5時)/③F 38-5867/④E kankou@city.hirosaki.lg.jp/⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置

※記入漏れなどがある場合は意見として受け付けません。また、電話など口頭では受け付けません。

意見の公表など 寄せられた意見などは、制度策定の参考とするほか、後日集約し、住所・氏名を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別の回答はしませんので、ご了承ください。

問 観光課(☎35-1128)

### 障がい者対象の職員採用資格試験を実施

採用予定人数 正職員(一般行政職)=2人程度

受験資格 障害者手帳等の交付を受けている人

第一次試験 10月27日(日)

試験会場 市役所

申 10月9日(水・必着)までに、受験申込書を郵送か持参で提出を。

※受け付けは平日の午前8時30分~午後5時/申込書や募集案内は人事課で配布しているほか、市ホームページに掲載しています/受験申込書は返却しません。

問 人事課(市役所2階、〒036-8551、上白銀町1の1、☎35-1119)

### 弘前お米とくらし応援券



#### 不在で受け取れなかった皆さんへ

弘前お米とくらし応援券は、令和6年3月末までに対象者へ発送が完了していますが、不在で受け取れなかった場合は、世帯主または世帯員が農政課窓口で受領することができます。

配布対象 令和6年1月1日時点で弘前市の住民基本台帳に記録されている市民

受領可能期間 12月27日(金)までの平日、午前8時30分~午後5時

※12月27日は正午で受け付けを終了します。やむを得ない理由により、配送で受領する場合には令和6年12月20日(金)の午後5時までに申請してください。

所 農政課農産係(市役所3階)

受領に必要なもの 弘前お米とくらし応援券配布事業特別配布申請書(窓口に用意)、来庁する人の本人確認書類(免許証、マイナンバーカードなど公的機関が発行したもので、顔写真があるものは1種類、顔写真がないものは2種類必要)

【世帯主または世帯員以外が受領する場合】

委任状(市指定様式)

【令和6年1月1日以降に死亡した人の応援券を別世帯の相続人が受領を希望する場合】

相続申立書(市指定様式)、戸籍謄本の原本または写し(死亡日以降に取得し、相続人全員の身分関係を証するもの)

応援券の利用期限 12月31日(火)

問 弘前お米とくらし応援券配布事業コールセンター(フリーダイヤル☎0120-516-771、月~金の午前9時~午後6時、(土)(日)(祝)と12月29日~令和7年1月3日は休み)

### 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日~12月31日に納付した全額が社会保険料控除の対象となります。

1月1日~9月30日の間に国民年金保険料を納付した人へ、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を10月下旬~11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整・確定申告まで大切に保管してください。

また、10月1日~12月31日に、はじめて国民年金保険料を納付した人は、令和7年2月上旬に送付される予定です。

※ねんきんネットで電子送付希望の登録をしている人およびマイナポータルとねんきんネットの連携手続きをしている人(電子送付を希望しないを登録している人は除く)には電子データで控除証明書が送られます。

問 ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004、050から始まる電話の場合は☎03-6630-2525)/弘前年金事務所(☎27-1339)/国保年金課国民年金係(☎40-7048)

### 令和7年度就学援助の申請を受け付け

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の就学費用を一部援助します。援助を受けるためには、申請して審査を受ける必要があります。申請は学校などで随時受け付けていますが、令和7年4月から援助を受けるためには、令和7年3月までに申請する必要があります。

対 市立小・中学校に就学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人

生活保護が停止または廃止となった人/世帯全員が市民税所得割非課税の人/国民年金保険料が全額免除の人/児童扶養手当の全部支給(一部支給停止されていない)を受けている人/市民税が減免決定された人/国民健康保険料が減免決定された人/そのほか、経済的に就学に困難な状況が認められる人(学校などを通じて確認)

※市立小・中学校以外に就学している場合でも、児童生徒および保護者が市内に居住している場合は認定できることがありますので、お問い合わせください。

申請に必要なもの 令和6年1月2日以降に転入した人…前住地の令和6年度所得課税証明書/市民税・国民健康保険料の減免を受けて申請する人…減免決定通知書

問 学務健康課(岩木庁舎3階、☎82-1643)/学務健康課分室(市役所1階)



### 「二十歳の祭典プログラム」有料広告を募集

配布日 令和7年1月12日(日)

配布部数 1,500部(予定)

募集枠数 8枠(縦45mm以内×横85mm以内)

掲載料 1枠5,000円

申事前に市ホームページで掲載条件等を確認の上、11月1日(金)までに申し込みを。

問 生涯学習課(岩木庁舎2階、☎82-1641)

